

「帯広の森運動施設」グループ指定管理者の指定結果

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり本市の公の施設に係る指定管理者に指定します。

1 公の施設の名称及び位置

| 名称 | 位置 |
|-----------------|-----------|
| 帯広の森陸上競技場 | 帯広の森運動公園内 |
| 帯広の森屋内スピードスケート場 | |
| 帯広の森体育館 | |
| 帯広の森アイスアリーナ | |
| 帯広の森第二アイスアリーナ | |
| 帯広の森スポーツセンター | |
| 帯広の森野球場 | |
| 帯広の森市民プール | |
| 帯広の森弓道場・アーチェリー場 | |
| 帯広の森テニスコート | |
| 帯広の森球技場 | |
| 帯広の森研修センター | |

2 指定管理者

帯広市南町南 7 線 56 番地 7

一般財団法人帯広市文化スポーツ振興財団

理事長 金澤 耿

3 指定期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで